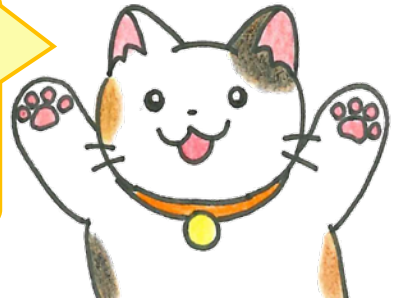
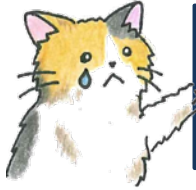


猫の飼い主さんへ お願いいたします！



最期まで責任を持って飼いましょう

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼う責任があります。

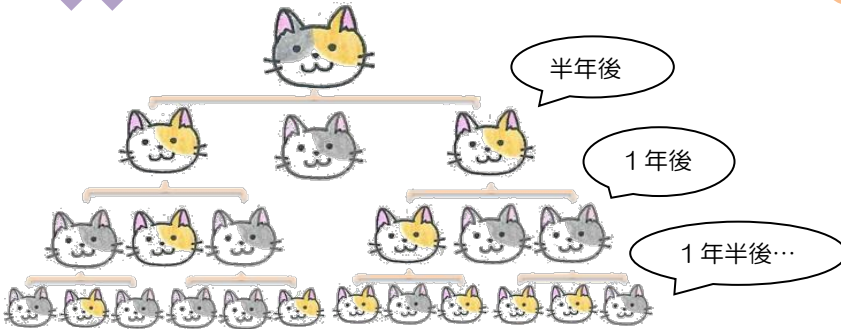


愛護動物を捨てること（遺棄）は犯罪です。
違反すると1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられます。
〔動物の愛護及び管理に関する法律〕第44条

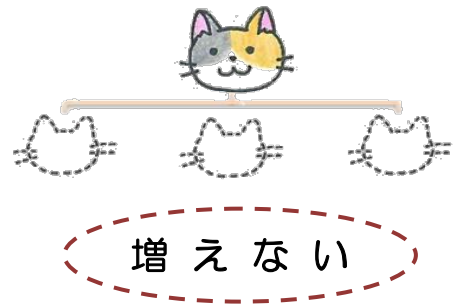
不妊去勢手術をしましょう

飼っている猫が増えすぎて管理できなくなることをないようにしましょう。

✕ 不妊去勢手術をしないと・・・



○ 不妊去勢手術をすると・・・



屋内で飼育する場合でも、不妊去勢手術を行いましょう。
もし屋外に出してしまうと、地域に飼い主のいない猫を増やすことにもつながります。

世話をしてくれる人を探しておきましょう

十数年以上生きる猫を飼育する間に、飼い主自身の病気や不慮の事故、災害など、状況は変化するかもしれません。

どうしても飼えなくなったときに、新たな飼い主を探すことも飼い主の責任です。

➡ ○多くの親類や知人に聞いてみる
○インターネットで情報を発信する

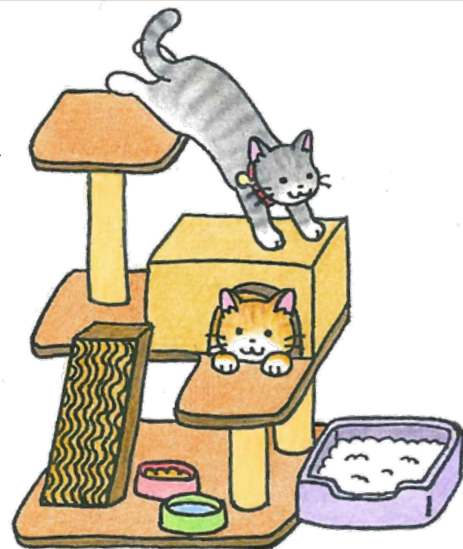
○チラシやポスターを作成する
○新聞等に広告を掲載する

屋内で飼育しましょう

猫にとって、屋外は事故や感染症など危険がいっぱい！
排泄やいたずらなどで近隣の方に迷惑をかけないためにも、屋内で飼いましょう。

<屋内飼育で必要となるもの>

- トイレ
- つめとぎ
- 上り下りできる場所
- 適切な食事
- くつろげる、隠れられる場所 など



飼い主の連絡先を着けてください

猫が外へ逃げてしまった場合、首輪に迷子札などがついていれば、飼い主に連絡することができます。

令和4年6月からマイクロチップの装着が飼い主の努力義務になります。なお、すでにマイクロチップを装着している猫を飼い始めた場合は、登録情報を新しい飼い主のものに変更しなければいけません。横浜市ではマイクロチップ装着費用の一部補助を行っていますので、ぜひ装着しておきましょう。

※補助の詳細については、動物愛護センターまでお問い合わせください。



逃走防止対策として、扉や窓にはロックをかけ、柵を設置するなどしましょう。

災害時の対策としても重要です！

災害対策はできていますか？

災害時には、猫を連れて避難しなければならない場合もあります。
日頃から準備を整えておきましょう。



- キャリーやケージに慣らしておく
- 動物用避難物資の準備（フード、水など最低5日分）
- ワクチン接種などの健康管理
- 預け先（親戚、友人など）の確保